

平成30年度 第2回 荒川区清掃審議会

次 第

- 1 日 時 平成31年2月26日(火)
午前11時00分から正午まで(予定)
- 2 会 場 荒川区役所 4階 庁議室
- 3 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 会長及び副会長の選任
 - (3) 荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について【資料2】
- 4 配付資料
 - 【資料1】荒川区清掃審議会委員名簿
 - 【資料2】荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
 - 【資料3】清掃審議会に関する条例等

荒川区清掃審議会委員名簿

平成30年12月1日現在

【学識経験者】

崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科教授

【区議会議員】

菅谷 元昭	荒川区議会議員
中島 義夫	荒川区議会議員
森本 達夫	荒川区議会議員
安部 キヨ子	荒川区議会議員
竹内 明浩	荒川区議会議員

【区民・事業者】

坂巻 勝義	東京青年会議所荒川区委員会委員長
大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合理事長
湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長
中村 通夫	荒川区商店街連合会 荒川なかまち通り商店会会長
横山 しげ子	荒川区女性団体の会会計
佐藤 武	荒川区環境清掃推進連絡会会長 日暮里町会連合会会長
和田 美奈子	区民委員（公募）

【区職員】

佐藤 安夫	副区長
-------	-----

任期は荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により2年間（委員が欠けた場合の任期は前任者の在任期間）であり、現委員の任期は平成32年11月30日までとなっている。

荒川区一般廃棄物処理基本計画の 進捗状況について



平成31年2月26日
荒川区環境清掃部



1 荒川区一般廃棄物処理基本計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視点に立った区における一般廃棄物の基本的事項を定めた計画である。

2 計画の位置づけ

「荒川区基本構想」(平成19年3月)、「荒川区基本計画」(平成19年3月)、「荒川区実施計画」(平成26年3月)及び「荒川区環境基本計画」(平成20年3月)を上位計画としており、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合との関係計画等との関連性を有している。

3 計画期間

この計画は、本区の清掃・リサイクル事業に係る長期的な視点に立った基本方針を定めるもので、計画期間を平成24年度から平成33年度の10年間としている。
中間年度(平成28年度)において、社会・経済情勢等の変化を考慮した中間見直しを実施した。よって、現行計画の後半期である平成29年度から平成33年度を対象にしている。

基本理念、基本方針、計画目標

1 基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築

新たな施策の充実を図り、地域にさらに深く根差した3R「発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)」活動を進めるために、環境区民がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会の構築を目指す。

2 基本方針

基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
排出抑制の促進	リサイクルの推進	参画と協働体制の推進	適正排出の推進
ごみ減量のために、発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)の取組により排出抑制に努める。	排出抑制を行ってもなお排出されるものについてコストや環境負荷に配慮し資源化を推進する。	区民・事業者への環境教育・環境学習や普及啓発を推進するとともに、啓発を地域で担う区民を養成する。	適正なごみの排出を推進するとともに、水銀が含まれる廃棄物の回収や、災害廃棄物処理計画を策定する。

3 計画目標(数値は平成22年度比)

【ごみと資源の総排出量の削減目標】 平成33年度までに、ごみと資源の総排出量を区民1人1日当たり160g削減する。

【ごみ量の削減目標】 平成33年度までに、総ごみ量を区民1人1日当たり200g削減する。

【リサイクル率の目標】 平成33年度までに、リサイクル率を25%にする。
資源回収量を区民1人1日当たり200gにする。

ごみ減量の進捗状況

項目	目標・実績(トン)		進捗率	分析
可燃ごみ	H33目標	36,000	89.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみはH29目標値19,254トンに対し、21,189トンで、進捗率91%。 ・食品ロス実態調査に基づく荒川区の食品ロスは約3,700トン。 ・H29年度の組成調査では、可燃ごみの中に資源となる紙類が13%(約5,200トン)含まれていると推計される。 ・区民1人1日当たりの可燃ごみ量は毎年減少している。 H27 540g H28 520g H29 517g
	H29実績	40,438		
不燃ごみ	H33目標	180	82.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化については、H30年度から全量資源化を実施。 ・H29年度の組成調査では、不燃ごみの中に資源となるびん・缶が15%含まれていると推計される。 ・区民1人1日当たりの不燃ごみ量は毎年減少しており、H30年度からの全量資源化により、今後も減少が見込まれる。 H27 23g H28 21g H29 18g
	H30予測	218		
		1,525 (排出量)		
H29実績	1,456 (排出量)			
粗大ごみ	H33目標	640	61.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度から金属系粗大ごみの100%資源化を開始。 ・家具のリユースと合わせて、資源化についても検討する。 ・乳児・幼児用家具、自転車等のリユースの強化の検討。
	H29実績	1,039		
持込みごみ	H33目標	10,610	95.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業者回収分 10,515トン、直接持ち込み分 650トン ・事業系可燃ごみにおいても、生ごみが約半分(48.3%)を占めている。
	H29実績	11,165		

指標ごとの進捗状況 【経年推移】

(区民1人1日当たり)

指標	年度	H22	H28	H29	H30	H31	H32	H33
総排出量(g) (総ごみ量+資源 回収量)	目標値	—	864	844	822	814	808	800
	実績	960	835	828	817			
総ごみ量(g)	目標値	—	684	664	632	620	610	600
	実績	800	701	695	673			
資源回収量(g)	目標値	—	180	180	190	194	198	200
	実績	160	134	133	144			
リサイクル率 (%)	目標値	—	21.0	21.3	23.1	23.8	24.5	25.0
	実績	16.4	16.1	16.1	17.6			

H30実績は見込値

指標ごとの進捗状況 【分析】

指標	目標・実績		進捗率	分析
総排出量 (総ごみ量 + 資源回収量)	H33目標	800g	96.6%	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収量全体の約7割を占める古紙回収量の減少傾向が続いている。携帯端末の普及による新聞・雑誌の購読部数の減少等の影響によるものと考えられる。 【参考】新聞発行部数(出典:日本新聞協会HP H31年1月7日閲覧) H22 48,345千部 H28 42,128千部 H29 39,902千部 H22年度比で 17.5%
	H29実績	828g		
総ごみ量	H33目標	600g	86.3%	<ul style="list-style-type: none"> H29年度の組成調査では、可燃ごみの中に資源となる紙類が13%(約5,200トン 1人1日67g)含まれていると推計される。 資源化については、H30年度から全量資源化を実施。 1人1日当たりの可燃ごみ、不燃ごみの量は毎年減少している。 可燃 H27 540g H28 520g H29 517g 不燃 H27 23g H28 21g H29 18g
	H29実績	695g		
リサイクル率	H33目標	25%	64.4%	<ul style="list-style-type: none"> びん、缶、ペットボトル、トレイを合わせた回収量は、それぞれ軽量化が進む中でも、H22年度比で 1.5%に留まっている。 【参考】資源1本当たりの平均重量の10年前との比較 (出典:日本容器包装リサイクル協会年次レポート2018 他) ガラスびん 1.5% アルミ缶 7.8% スチール缶 6.9% ペットボトル 23%
	H29実績	16.1%		
資源回収量	H33目標	200g	66.5%	<ul style="list-style-type: none"> 1人1日当たりの資源回収量は毎年減少している。 資源 H27 140g H28 134g H29 133g
	H29実績	133g		

基本方針1 排出抑制の促進

<p>主な実施施策</p>	<p>可燃ごみの半分以上を占める生ごみの減量対策として、水切りの徹底や、生ごみ処理機の活用などの呼びかけ。また、食品ロス削減事業(荒川もったいない大作戦)を展開</p> <ul style="list-style-type: none">・各イベントで水切りの推奨や生ごみ処理機の紹介等を実施。・食品ロス削減に取り組む「あら!もったいない協力店」の登録店舗の拡大。(H28 63店舗 H29 130店舗)・フードドライブ事業の拡大(H30年12月からゆいの森あらかわでも常設受付開始)・H30年2月に食品ロス実態調査を実施し、結果を区報に掲載。 <p>再使用(リユース)の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・アルミ缶やびんを用いた工房をリサイクルセンターで実施・これまでのフリーマーケットや家具のリユースに加え、H29年度から食器のリユース、H30年度から絵本のリユースを開始。
<p>課題</p>	<p>子どもたちへの食品ロス削減の啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・H29年度の区政世論調査では、食品ロス削減のために区が主体となって充実させていくべき施策として、「子どもたちへの食品ロスの教育」が約47%で最も高く、子どもたちへの普及啓発を強化していく必要がある。 <p>フードドライブの地域のイベント等での実施</p>



【重点個別施策】食品ロス削減対策の推進

あら！もったいないキャンペーン

若年世代を対象にした食品ロス削減事業として、年末年始の宴会が多い期間に「もったいない協力店」を活用したクイズ形式によるキャンペーンを実施中。



もったいないクッキング

「もったいない協力店」による、家庭で余りがちな食材を活用した料理教室を開催。



フードドライブの拡大

- ・H30年12月からゆいの森あらかわでの常設受付を開始。
- ・区内のスーパー等の事業者から、調味料や賞味期限間近の食品を提供いただき、区内の子ども食堂等へ届ける「子ども応援フードドライブ」の実施。



ゆいの森での常設受付

基本方針2 リサイクルの推進

主な実施施策	<p>不燃ごみ・粗大ごみの資源化</p> <ul style="list-style-type: none">・H29年度から不燃ごみの2割及び金属系粗大ごみの資源化を開始。 <p>条例改正による持ち去り行為の禁止</p> <ul style="list-style-type: none">・警察との連携による回収拠点での張り込みや青パトでのパトロールを実施。 <p>リサイクルセンター開設を機に新たに回収品目を追加</p> <p>蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、小型家電(9種類)、中型家電(1辺50cm以下)、廃食油</p> <p>有色トレイの回収</p> <ul style="list-style-type: none">・H29年度に集合住宅、戸建地域の各町会で試行的に実施。H30年度8月より順次回収開始。 <p>古布回収の拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・H27年度から対象を区内全域に拡大し、現在117町会で実施。
--------	--



課題	<p>リサイクル率の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・びん、缶、ペットボトルは年々軽量化されており、リサイクル率の向上のためには、新たな回収品目の追加と合わせて、ごみとして捨てられている紙類やびん、缶等を資源として出してもらうよう、啓発していくことが重要。
----	--

【重点個別施策】ごみへの混入率が高い資源への対策

「雑がみ」の分別の徹底

- ・毎年実施しているごみの組成調査において、可燃ごみの中に資源となる紙類が一定量含まれている。
- ・新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源となる紙類(雑がみ)の出し方等の周知を図るため、これまでクリアファイルやチラシのほか、今年度新たに雑がみ回収袋を作成し、区民事務所や図書館など、多くの人が集まる施設で配付予定。



啓発用クリアファイル

ごみの排出、資源の出し方のルール徹底

- ・不燃ごみの中に資源となるびんや缶が一定量含まれている。
- ・これまで分別が徹底されていない回収拠点に対しては、町会の役員等に事前相談のうえ、周辺住居に多言語対応のチラシをポスティングする等の対応を行っている。
- ・今後、環境清掃推進連絡会や各町会の会議等に出向き、更なる啓発を図っていく。

基本方針3 参画と協働体制の推進

主な実施施策	<p>環境学習の機会拡大</p> <ul style="list-style-type: none">・H29年度から区立小学校全校の4年生を対象にリサイクルセンターで社会科見学の受入れ。 <p>エコセンターと連携した普及啓発イベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none">・夏休み工作教室、エコフェスタ&リサイクルフェスタの実施・リペアアンケートの実施 <p>「リコメンドリーダー」の養成</p> <ul style="list-style-type: none">・H29年度に、リサイクルセンターで、「3Rセミナー」を開催。受講者は「リコメンドリーダー」として、H30年度から、環境清掃フェアやリサイクルフェスタ等のイベントで区民への啓発活動を実施中。 <p>清掃・リサイクル情報の見える化</p> <ul style="list-style-type: none">・ごみ処理経費を区営掲示板で周知・ごみに混入している資源の割合や分別方法を区報等で周知
--------	--



課題	<p>環境学習の更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none">・社会科見学の際、施設見学や工房体験に加え、食品ロスや資源の分別について学べるよう、多様なメニューを用意することが重要。 <p>「リコメンドリーダー」の確保・養成</p>
----	---

【重点個別施策】 環境学習の充実

リサイクルセンターでの社会科見学の受入れ

- ・リサイクルの流れや資源の分別等についてスライドや施設見学を通して説明



「リコメンドリーダー」の養成

- ・参加者は3回に分けて、リサイクルの基礎知識や、正しい分別方法を伝えるためのゲームを実演形式で学習。修了後は環境清掃フェア等でブースを出展し分別ゲームを実施。



基本方針4 適正排出の推進

<p>主な実施施策</p>	<p>拠点回収、イベント回収等の実施 蛍光管、水銀体温計などの水銀含有物について、区内の公共施設11か所の拠点で回収しているほか、環境清掃部主催のイベントにおいても回収を実施。</p> <p>区民に対する適正排出の推進 ・転入者、外国人等に対して、チラシ等でイラストや写真、多言語を用いてごみや資源の正しい出し方、分別方法を周知。</p> <p>地域防災計画に基づく災害廃棄物処理方針の策定 ・首都直下型地震や水害などの災害発生時の災害廃棄物(がれき・し尿等)を適正かつ迅速に処理するための、災害廃棄物処理方針を策定中。</p>
---------------	---



<p>課題</p>	<p>ごみの排出と資源の出し方のルール・マナーの徹底 ・近年、増加傾向にある単身世帯や外国人等に対し、適正排出に関する指導助言を行うことを目的とした、ごみ集積所や資源回収拠点の状況を把握するため、地図情報システムの利用等を検討する必要がある。</p>
-----------	--

【重点個別施策】 適正排出の推進

拠点回収の実施

- ・ゆいの森あらかわ、図書館、区民事務所など、区内11か所の公共施設で実施中。



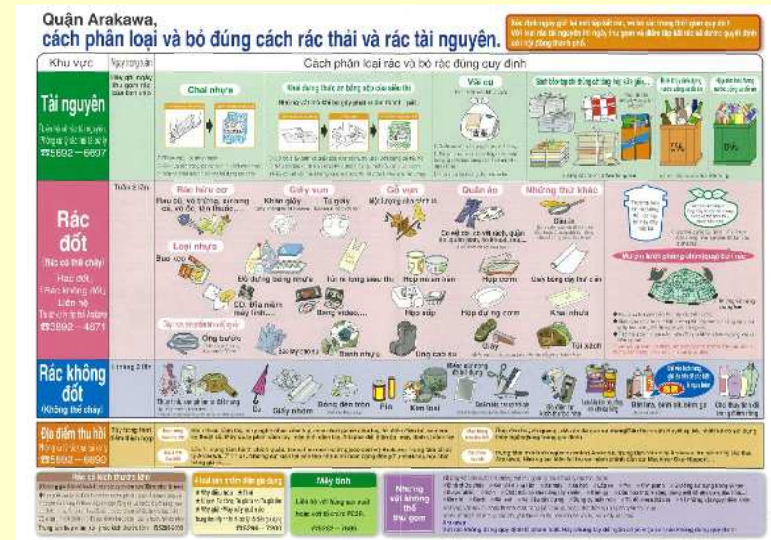
適正排出の推進

- ・ごみ集積所、資源回収拠点での周知



多言語対応のチラシ作成

- ・ベトナム語のごみ分別周知チラシ



- ・翻訳用の携帯端末



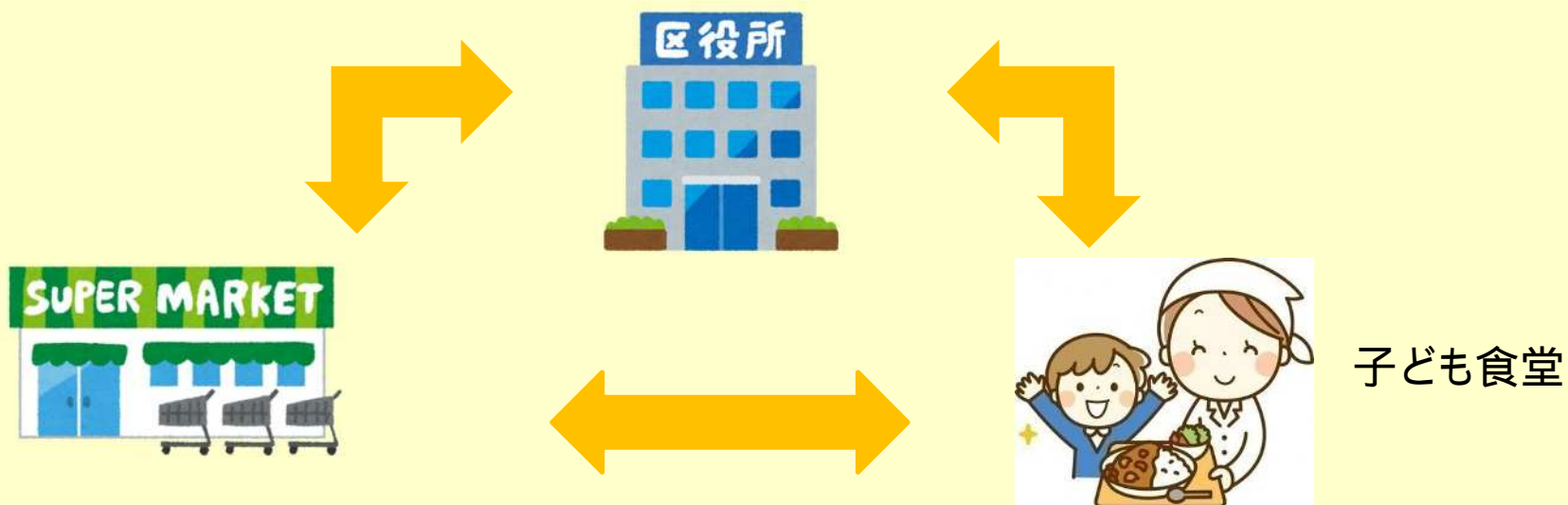
今後の方向性(案) 【ご意見をいただきたいところ】

<p>基本方針 排出抑制の促進</p>	<p>食品ロス削減対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量、食品ロス削減による経費削減効果を掲示板等で周知し、取組みの「見える化」を図る。 ・事業者、子ども食堂との連携による「子ども応援フードドライブ」の推進により、区民の食品ロスへの関心を高めていく。
<p>基本方針 リサイクルの推進</p>	<p>ごみへの混入率が高い資源(紙類・金属類等)への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雑がみ回収袋の作成・配布 ・資源の分別状況に課題がある拠点周辺への周知の徹底 ・資源回収品目の追加の検討
<p>基本方針 参画と協働体制 の推進</p>	<p>環境学習の充実・機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルセンターでの社会科見学の更なる充実 ・区民リーダーとの連携による食品ロスや資源の分別に関する教室・講座の実施
<p>基本方針 適正排出の推進</p>	<p>ごみ、資源の分別を含めた適正排出の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正な排出方法を周知するふれあい指導の拡充、集団回収におけるルール徹底など、町会と連携し、適正排出の徹底を周知していく。

今後の方向性(案)

子ども応援フードドライブ

- ・スーパー等の事業者を対象として、賞味期限間近の食材等をフードドライブとして提供いただき、子ども食堂等に届ける。
- ・将来的には同じ地域のスーパー等と子ども食堂が直接連携できる体制の構築を目指す。



雑がみ回収袋の作成・配布

- ・今後、区民事務所や図書館等の公共施設で配布予定



雑がみ回収袋

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例より抜粋

(荒川区清掃審議会)

- 第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他重要な事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。
 - 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針に関すること。
 - 二 その他重要な事項に関すること。
 - 4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。
 - 5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱または任命する委員15人以内をもって組織する。
 - 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則より抜粋

(荒川区清掃審議会の構成)

- 第3条 条例第7条第5項に規定する荒川区清掃審議会(以下「審議会」という。)の委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

一	学識経験者	2人以内
二	区議会議員	5人以内
三	区民・事業者	7人以内
四	職員	1人

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第6条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、環境清掃部清掃リサイクル課において処理する。

荒川区清掃審議会の運営に関する要綱

平成 12 年 11 月 21 日制定
(12 荒環清発第 101 号)
(助 役 決 定)

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年荒川区条例第 25 号。以下「条例」という。）第 7 条第 7 項の規定に基づき、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第 2 条 会長は、審議会を招集する場合において、審議会の日時、場所及び議案件名を招集期日の 7 日前までに、条例第 7 条第 5 項に規定する委員（以下「委員」という。）に通知しなければならない。

(会 議 の 公 開)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開することができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、荒川区情報公開条例（昭和 63 年荒川区条例第 34 号）第 9 条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。

(非 公 開 の 決 定 方 法)

第 4 条 会長又は委員において、前条ただし書の規定に該当すると認められるときは、会議にはかり、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定することとする。

- 2 前項に該当するときは、会長は、会議を中断するとともに、非公開として会議を続けるものとする。

(会 議 の 公 開 の 方 法)

第 5 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 5 人以内とする。ただし、会議を行う場所等の都合により員数を変更することができる。

- 2 傍聴の申請方法並びに傍聴人の決定、遵守事項その他会議の公開に必要な事項は、荒川区清掃審議会の傍聴の取扱いに関する要領（平成 12 年 11 月 21 日制定。以下「要領」という。）において定めるところによる。

(傍 聴 で き な い 者)

第 6 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を

所持している者

- (2) 拡声器の類を所持している者
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を所持している者
 - (4) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。) たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は所持している者
 - (5) 録音機、写真機、撮影機の類を所持している者。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 異様な服装をしている者
 - (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、傍聴人が要領に定められた遵守事項に反する行為をしていると認められるとき又は前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議の開催期日の14日前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) その他

(議事録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録は、荒川区情報公開条例に基づき公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、議事録の全部又は一部を非公開とする。

- (1) 第3条の規定により会議を非公開とした部分
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報

(委任)

第9条 審議会の運営について、この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

荒川区清掃審議会の傍聴の取扱に関する要領

平成 12 年 11 月 21 日制定
(12 荒環清発第 101 号)
(部 長 決 定)

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、荒川区清掃審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区清掃審議会傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券（別記第 1 号様式）の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴券を他人に譲渡することができない。

4 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。

5 傍聴人が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴席の区分)

第 3 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員等)

第 4 条 会議の傍聴を希望する者が荒川区清掃審議会の運営に関する要綱（平成 12 年 11 月 21 日制定。以下「要綱」という。）第 5 条に定める定員を超えたときは、くじにより傍聴人を決定することとし、くじで定めた者 5 人をもって傍聴人とする。この場合において、荒川区の区域内に住所を有する者及び利害関係人を優先することはしない。

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、会議を傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話、その他無線機の類を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 要綱第4条の規定により、会議の非公開を決定したときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(報道関係者の傍聴)

第7条 報道関係者は、非公開以外の会議を傍聴することができる。

2 報道関係者は、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受け、これを所持しなければならない。

3 第2条の規定(第2項の規定を除く。)は、報道関係者の会議の傍聴について準用する。この場合において、前項の規定により交付を受けた傍聴証をもって傍聴券とみなす。

4 第6条の規定は、報道関係者が遵守すべき事項について準用する。